

中国の刑事手続における最近の動向*

郭 志 媛（中国政法大学）

翻訳：平山 真理（白鷗大学法学部）

トピック I：刑事訴訟法の改正

どの国においても刑事訴訟法は最も重要な法律の一つであることには疑いがない。なぜなら、人はみな被疑者や犯罪被害者となる可能性があるものであり、刑事訴訟法はこのような場合の人々の権利や利益と直接あるいは間接的に関与してくるからである。それにとどまらず、憲法で保障されている基本的人権に関連する条文が刑事訴訟にはかなり多くあるし、憲法で保障されている概略的な諸原則を実行するための具体的メカニズムを提供しているのも刑事訴訟法である。それゆえに、刑事訴訟法は「ミニ版憲法」とか「応用憲法」として認識されてきたし、そのように呼ばれてきたのである。

中華人民共和国の刑事訴訟法（以下 CPL とする）は1979年に初めて施行され¹⁾、その

* 訳者注：本稿は、2012年2月19日に、刑事法研究会・人権研究会の企画として青山学院大学法科大学院において開催された講演会“Recent Issues on Criminal Justice in China”の報告原稿をもとに、郭氏が編集した原稿を翻訳したものである。本講演会は、新倉修教授と宮澤節生教授を世話役として開催され、訳者が通訳を行った。講演は英語で行われた。

郭志媛氏は1997年に中国政法大学を成績優秀者として卒業し（法学士）、同大学より2000年に法学修士号、2003年に法学博士号を取得し、現在は同大学の准教授である（刑事訴訟法）。

郭氏は、中国の刑事手続に関する実証研究を精力的に行っており、その著書 *The Chinese Experience: A Survey of Pilot Projects on Criminal Justice Reform* (Peking University Press, 2011) は、英語と中国語の両方で執筆されている。ニューヨーク大学ロースクールのアメリカ・アジア法律研究所 (US-China Law Institute) の学外上席研究員 (Non-resident Senior Research Fellow) を務めており、また、“Approaching Visible Justice: Procedural Safeguards for Mental Examinations in China’s Capital Cases”, *Hastings International & Comparative Law Review*, Vol. 33 No. 10 (2010) をはじめ、海外の法律雑誌でも積極的に論文を発表する等、

後1996年に改正された。この改正から15年後の2012年にCPLは2度目の改正を満を持して迎えることになる。

ここではまず第一に、近年のCPL改正の背景と手続について述べたいと思う。そして第二部に、最新の改正CPLの重要な改正点のいくつかについてコメントしたい。そして第三部では、最新の改正CPLを施行する際に中国が直面することになる課題について期待を述べたい。

1. 背景

CPLの前の改正は1996年に行われ、その後の15年間で状況は大きく変化した。ある見方においては、「法に従って国家の問題に対処する (yi fa zhi guo)」ことと「国家は人権を尊重し、保護する」ことについて中国の憲法に盛り込まれ、憲法上の基本的な原則となり²⁾、このことは従来みられなかったほど、中国が法の支配と人権の保護に重きを置いていること示していると評価できよう。一方で、過去20年の間に新しいタイプの犯罪が出現するようになり、犯罪統制能力を強化するための必要性は大きい³⁾。司法の実務 (judicial practice) により求められる、また社会全体が求める新しいニーズに応えられるように、CPLが改正されるべきことは明らかである。一方で、前回の改正により実現された法制度のうちいくつかについては実際はあまりうまく機能しないことが分かったし、1996年CPLにはかなり多くも問題があった。例えば、拷問による自白の強要はまだ往々にして行われていたし、刑事弁護制度もまた未発達で、刑事弁護人たちは弁護を行ううえで多くの「困難」に直面しなければならなかった。これらは例えば、

国際的に活躍する気鋭の刑事訴訟法学者である。

なお、翻訳の過程で郭氏に質問を送り、懇切にご教示いただいた。しかし、訳者の専門は刑事訴訟法と刑事政策であって中国法ではないため、英語に対応する中国法の用語・概念を完全に正確に理解しえたという自信はない。読者が誤りに気付かれた場合には、ぜひご教示くださるよう、願いたい。

- 1) 中国において刑事訴訟法の施行になぜ30年もかかったのか、については明確な答えは持ち合わせていない。しかし、このことは今後議論に値する問いである。
- 2) 「法に従って国家の問題に対処すること」(yi fa zhi guo) が最初に提議されたのは、中国共産党第15次全国代表大会に提出された報告書においてであり、1999年の憲法改正に盛り込まれた。それ以来、法に従って国家の問題に対処することは、政治的規範ではなく、憲法上の原則となった。中国共産党の第15回そして第16回議会報告書では「人権を尊重し擁護する」ことが記されており、2004年の憲法改正では公式に憲法上の原則として「国は人権を尊重し擁護すべきである」ことが盛り込まれた。このこともまた、刑事司法制度改革の重要な進歩である。
- 3) 過去数年間の間で、テロリズムはグローバルな問題になってきているが、中国もまた例外ではない。腐敗もまた中国にとっては最悪の頭痛の種である。更に、少年非行問題は年々深刻な社会問題となっている。

被疑者に接見するうえでの困難、事件記録にアクセスする際の困難、そして被害者等の証人から得られるであろう証拠を保全する際の困難等、である。

2011年8月30日、中国の刑事訴訟法改正草案が、全国人民代表大会のウェブサイトに掲載され、国民からのコメントを求めるとアナウンスされた。刑事訴訟法の改正について中国の立法府が広く国民の意見を募集したのは、これが初めてであった。このことは、個人を国家権力の濫用から守る一方で、犯罪から社会を守るための闘いの新たな章の幕開けであった。2011年9月末までに、立法府はあらゆる年代の人々から80,953通もの意見を受け取った。改正草案はもともと99条文で構成され、CPLの条文を225条から285条に増加させた。しかし国民や専門家から意見を受け付けた後、草案の数は111条文となり、CPLを290条に結実させた。このことは立法過程において国民が参加したことについて素晴らしい一例である。

2012年3月14日に新しいCPLは全国人民代表大会を通過し、2013年1月1日より施行されることとなる。これらの改正点には7つの重要な局面があり、それらを列挙すると、証拠法則、強制処分 (coercive measures)、刑事弁護、捜査方法、公判手続、執行手続、そして特別手続に関するもの、ということになる。その目的や根拠によって分類すると、これらの改正点は以下に挙げるカテゴリーに分類されることになる。

まず一つ目に、法改正により司法改革の成果が堅固たるものとなり、また近年の司法解釈のうちのいくつかについてが盛り込まれた。例えば、法改正は「2007年弁護士法」や「2010年証拠排除法則」のうちいくつかの条文を吸収したものとなった。法改正においてはまた、ここ数年パイロットプログラムとして行われている、刑事和解についての特別な手続も採用した。

二つ目に、今回の法改正においては、国際条約に寄与していることを示すためにも、既に署名している国際条約の条文も取り入れたものとなった。例えば、ある状況下においては特殊捜査 (technical investigations) を行うことを制限することが明記されている。

三つ目に、法改正では学界で熱く議論されている問題に対応するための条文も新設された。例えば、証人保護や証人に対する経済的補償は、証人の低い出廷率の解決策として長きにわたり議論されてきたものである。他にも、性急な弁護や休廷により公判が阻害されることを防ぐための一方法として、公判前コンファレンスなども目玉となった⁴⁾。

4) 他にも以下にあげる例があるがこれだけには留まらない：検察官は訴追した事件が簡易な刑事手続で処理された場合も審理に出席しなければならない；死刑について審理する手続 (death penalty review) における検察官と弁護人の役割を拡大した；手続上の逆流を回避するために、草案では再審のための差し戻し手続 (the remanding) を改正した；少年事件のための特別手続、そして触法精神障がい者の強制的治療のための特別手続、等である。

四つ目に、法改正では実務におけるニーズを満たし、また解決されるべき実務上の問題を解決するための変更点を盛り込んだことが挙げられる。例えば、改正第15条は、証拠の流用について定めているが、これはつまり、行政執行手続において収集された証拠を刑事手続においても使用することを認めることを意味する。

最後に、法改正では、秘密捜査や特殊捜査等、長年に渡り実務では行われてきた、既存の実務ともいえるべき行為を合法化したということが挙げられる。

2. 刑事訴訟法の重要な改正点

新しいCPLでは66条文が新設され、82条文について改正が行われ、一つの条文が削除された。つまり言うてみれば、改正の影響が及んだのは合計149条ということになり、ゆえに今回の改正は1996年CPLを徹底的に改正したものと見て間違いがないであろう。以下では、刑事手続の重要な部分をざっと概観してみよう。

A. 刑事弁護と法律上の権利擁護

新しいCPLが達成した最大の点は、刑事弁護、とくに法的援助制度に関する改正にかかわるものであるというのは皆が合意するところだ。

まず、捜査段階における刑事弁護人の位置づけが明らかにされた。これは例えば、弁護人は捜査のできるだけ早い段階で被疑者を弁護することが可能になったことなどが挙げられる。従来の刑訴法の下では、被疑者には捜査段階で弁護人を依頼することができず、弁護人は相談役 (consultant) として「法的アドバイス」を与えることができなかったに過ぎなかった。起訴されて初めて、弁護人は依頼人の権利を代理することができたのである。新しいCPLでは捜査段階の初期において被疑者に弁護人依頼権が与えられる (弁護人は被疑者の権利を代理する) ことになる。弁護人は捜査という重要な段階で、より大きな役割を与えられることになるのである。

二つ目に、新しいCPLのもとでは、弁護人が被疑者・被告人を弁護するうえで直面してきた様々な障壁を低くするための方法が採用される。弁護人たちがこれまで長きに渡り批判してきたのは「三つの困難」—被疑者との接見が困難であること、検察側の証拠へのアクセスの困難さ、そして証拠を保全すること—であった。

新しいCPLのもとでは、弁護人は、国家の安全やテロリズム、或いは深刻な贈収賄罪などの事件を除いては、捜査機関の了承を得ることなしに依頼人に接見できることとなる⁵⁾。弁護人と依頼人の間の面会には立会人は置かれず、弁護人は依頼人と面会する

5) 第37条

ことで関連証拠を裏付けることができる。しかしながら、これが可能となるのは起訴後である。被疑者段階では、弁護人にできるのは、事件についての事実を知らされ、被疑者に法的な助言をすることに留まっている⁶⁾。

さらには、弁護人は検察の有する捜査記録に、より広範囲にアクセスをすることができるようになる。改正38条のもとでは、「人民検察局による審査を得た日以降は、弁護人は事件記録にアクセスし、これを引用し、また謄写できる。被告人もまた、人民裁判所或いは人民検察局の許可を得て、訴訟記録にアクセスし、引用し、謄写をすることができる」このことは大きな進展を意味する。なぜなら1996年 CPL のもとでは、裁判所がその事件についての起訴を受け付けるまでは、弁護人は訴訟記録を閲覧することができなかったからだ。訴追された後は、弁護人は実質的な中身のない訴訟記録を部分的に閲覧することが許可されているのみである⁷⁾。

残念なことに、新しい CPL においても弁護人が独自に捜査を開始する権利についての条文については変更がなかった。つまり、弁護人が独自捜査を通して証拠を確保することにはなお困難がある。それゆえに、証拠を収集する能力において検察と弁護人の間の格差はいまだ巨大である。

三つめに、新しい CPL は依頼人の手続上の権利（訴訟権利）を擁護することを弁護人に対し奨励しているが、このことは刑事事件における弁護人の役割の変化を意味している。1996年 CPL のもとでは、弁護人依頼権を強調することは、被疑者被告人の明文化された権利であり、利益である。言い換えれば、弁護人はすべて、有罪か無罪の決定に影響を与えるべく、あるいは被告人が有罪となるのであればできるだけ刑を軽くするためにベストを尽くす。しかしながら、中国における有罪率は高い。警察、検察官、裁判官すべてが犯罪者を処罰することを目的として共有していることを考えると、それは不思議ではない。刑事手続というのは、ある段階がその前段階に対し質的なコントロールをできるように構築された、様々な段階の集まりなのである。ゆえに、そのレールの上を走っている限りは、被告人を無罪と認定することが裁判所にとって難しいとしてもそれは驚きではない。このような状況の下では、中国においては弁護人が依頼人を弁護するにおいて果たせる役割は非常に限定されている。手続上の権利を擁護すること（程序性辩护）が刑事事件において弁護人が果たし得る最も主要な役割であると賢明にも指摘する学者もいる。新しい CPL のもとでの手続における弁護の認識は、中国における刑事弁護の今後の更なる発展のために道を作るであろう。

法的援助制度は事件受理数を処理できるだけの体制があるのかについて疑問を投げか

6) 第37条

7) 1996年 CPL36条

ける者もいるかもしれない。(今回の法改正による)最大の進展は法的援助制度の改善に見いだせることは疑いがない。

この進展には二つの局面がある：一つは被疑者被告人が国費で弁護士を依頼できる権利を享受できる資格とその段階である。

まず最初に、新しいCPLでは、国費で弁護士を依頼できる資格について修正することで、公的弁護制度を利用できる被告人の範囲を必要的に拡大した。1996年CPLにおいては、死刑を法定刑に含む犯罪で起訴されている被告人、未成年の被告人、また何らかの障がい(視覚障がい、知的障がい、聴覚障がい)を有する被告人であれば、自動的に国選弁護士制度を利用できた⁸⁾。新しいCPLのもとでは、自動的に国選弁護士制度が利用できる犯罪は以下の通りである。

1. 死刑若しくは終身刑を法定刑に含む犯罪
2. 被告人が(身体的或いは精神的)障がいを有する場合
3. 被告人が事件当時未成年の場合

二つ目に、1996年CPLのもとでは、国選弁護士制度が利用できるのは、裁判が開始してからであったが、新しいCPLのもとでは被疑者段階からこの制度を利用できるようになった。このことは、被疑者も被告人もこの制度を刑事手続の非常に最初の段階から利用できるようになったことを意味する。

B. 拷問を防止するメカニズム

拷問を防止することは中国において長年に渡り議論され続けてきた点であるし、また司法改革の焦点でもあった。中国最初のCPL、つまり1979年CPLにおいても既に、拷問の禁止する原則はゴシック体で表記されていた⁹⁾し、この大原則はその後2度に渡る法改正でも採用されている。それだけでなく、少なくとも1997年以降は、中国政府も強要された自白は刑事司法制度における問題である、と公式に見解を述べており¹⁰⁾、この

8) 1996年CPL34条を参照。また法的援助についての国務院規定(State Council Regulations on Legal Aid)第12条は以下のように定めている：視覚や、聴覚、口がきけないなどの障がいがあったり、少年である被告人が弁護人に依頼できない場合、また死刑が宣告される可能性のある被告人で弁護人をつけることができない場合は、人民裁判所が代わりに弁護士をつけるか、政府の法的援助局(government legal aid departments)が法的支援を申出なければならない。この場合、被告人の資力要件を審査する必要はない。

9) 関連する条文はこのように規定する「自白を得るために拷問や誘導を用いること、また証拠収集の際に脅迫や誘導、偽網、またその他の違法な方法を用いることは厳しく禁止される...」

10) 国際連合人権高等弁務官事務所による『拷問とその他の非人道的或いは品格を下げるような

防止策を次から次へと発表しているのだ¹¹⁾。これらの努力にも拘わらず、目立った進展があったようには思えないが、拷問によって得られた自白の結果としてのえん罪事件が続いたことが明るみに出たことは、この目的を達成するための中国の立法府に対する、プレッシャーともなっている。それゆえに、新しいCPLでは拷問の防止するための条文が多く採用されたのである。

まず一点目は、新しいCPLにおいては、自己負罪拒否特権が確立された¹²⁾。確かに、被疑者被告人の黙秘権の保障については追加されず、とくにこれは被疑者・被告人に対し質問に正直に答えることを要求する場合には問題になろうが¹³⁾、拷問を回避する観点からは大きな進歩であると言える。評論家たちも指摘するように、自己負罪拒否特権は被疑者被告人の黙秘権を創設することを意図していないし、無罪推定の原則をふくませることも意図していないのである（この原則の論理的な推論以外の何物でもないとは言えるが）。ここにおける唯一の到達点は、自己に不利益な供述を被疑者に強要してはならないことを警察に告げている、ということである。

二つ目に、新しいCPLは改善されたヴァージョンの違法収集証拠排除法則を採用した。この法則はZuao Zuo Hai事件への対応として2010年より採用されているものである。新しいCPLは排除法則について規定するために4条文を割いている。改正54条は、違法に収集された供述と物的証拠の範囲について定めており、違法に収集された供述に

取扱い又は刑罰についての特別報告書 (*Report of the Special Rapporteur on Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment*)』¶47, U. N. Doc. E/CN.4/2006/6/Add.6 (2006年3月10日) 以下から入手可能 <http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G06/117/50/PDF/G0611750.pdf>, (人民最高検察庁が1997年の終わり頃に報告書『自白を得るための拷問という犯罪』(*Xingxun Bigong Zui*)—これは拷問によって自白を得るという犯罪についての初めての公式統計であった—を発表してからは、拷問が幅を利かしていることを政府も進んで認めるようになった。この報告書では、1979年から1989年までの間に、1年間に平均して364件、そして1990年代のほとんどの年においては1年間に400件以上も、自白獲得目的での拷問があったとのことである。そして1993、1994年の2年間に、214人が拷問により生命を奪われたということも認めている。

11) 自白を得るために拷問することは一番最初のCPLにおいても禁止されているし、この原則はその後長きに渡り揺るぎない。

12) 第50条は以下のように規定する「裁判官、検察官、そして捜査官は法律の手續に基づいて、被疑者または被告人の有罪或いは無罪を証明する証拠だけでなく、刑の加重或いは減輕事由となる証拠を含むすべての証拠を収集しなければならない。拷問や強要により自白を得ること、また脅迫や偽網そしてその他の違法な手段を使用して証拠を収集することは固く禁じられる；何人も自己の有罪を証明することを強要されない。事件の関係者、或いは事件について知識を有するすべての者は客観的で十分な証拠を提供するのに必要な条件を確実に与えられなければならない；特別な状況を除いては、捜査を補助してもらうべくこれらの人々に協力を求めることができる」

13) 2012年CPLの118条を参照。

については必ず排除しなければならず、そして物的証拠については排除することができる、としている¹⁴⁾。そして他の3つの条文は証拠排除の申請手続について定めている。56条では、当事者とその代理人に対し、証拠排除を申請する権利を与えているが、証拠或いは手がかりを提供する予備的責任を課している¹⁵⁾。57条は検察側に挙証責任を課し、証拠の合法性について証明する必要がある場合には警察官が証言することを要求している¹⁶⁾。違法な方法で証拠を収集した状況を判断して証拠を排除できないような場合でも、このような証拠は排除すべきである、と規定することで、58条は証拠排除についての審理手続において検察側に挙証責任を負わせているのである¹⁷⁾。

三つ目に、拷問や自白の強要を防ぐために、新しいCPLにおいては取調べを録音或いは録画することが採用されたが、これは死刑又は終身刑が法定刑に含まれる犯罪、またその他の深刻な犯罪においては必ず、そしてその他の犯罪においては選択的に行われることとなった¹⁸⁾。それに留まらず、この条文では、取調べの可視化は全過程を通して完全に行われるべきである、としている。21世紀の早い時期より、取調べの合法性を担保するための実行可能な方法を模索するための一連のパイロット・プロジェクトが実施されている。弁護人の立会や取り調べの録音・録画などの選択肢について、その効果、そして実行可能性について検証されてきた。警察の取り調べに弁護人を立ち会わせることは、未だ時期尚早かもしれない。しかしその代わりに、取り調べを録音録画するとい

14) 拷問、脅迫その他の違法な手段により得られた被疑者被告人の自白、また暴力や脅迫、その他の違法な手段により得られた証人の証言または被害者の供述は排除されなければならない。物証や書証が法手続を侵害するようなやり方、又は手続的正義に深刻に影響するような方法で収集された場合は、それは修正されるべきだし、正当化理由があるなら述べられるべきである。

15) 56条は以下のように規定する「審理において、裁判官が54条の下で定義される違法収集証拠が存在する可能性があると考えれば、その証拠の合法性について裁判官は質問をすべきである。被告人とその弁護人あるいは当該訴訟に関しての代理人(an agent ad litem)は、違法収集証拠を排除するよう、人民裁判所に対して申し入れる権利を有する。違法収集証拠が排除された場合は、違法捜査に関連する情報や資料が供給されるべきである」

16) 57条は以下のように規定する「裁判所が証拠収集過程の合法性について問い合わせた際には、検察官は収集過程の合法性を証明しなければならない」「入手可能な証拠によっては証拠収集過程の合法性を証明するには充分でなければ、検察官は人民裁判所に対し関連捜査を開始するように、或いは法廷で説明出来る者を召喚するよう、要請できる；「裁判所はまた職権で、関連する捜査官や他の者に法廷で説明するよう召喚できる。関連する者は裁判所からの知らせにより、出頭するものとする」

17) 58条は以下のように規定する。「証拠が違法に収集されたと審理において決定された場合、或いは54条に規定される違法な方法を通して証拠が収集されたと決定されながらその証拠が排除されない場合は、その証拠を排除するものとする」

18) 121条は以下のように付加された：「被疑者を取り調べる際には、取調官は取調べの過程を録音或いは録画することができる；死刑若しくは無期懲役が法定刑にある犯罪またはその他の深刻な犯罪については、取調べの録音・録画は義務的である。

う改革の推進は一步一步進んでいる¹⁹⁾。新しいCPLはこの点においても重要な達成を遂げているといえる。この新しい制度は取り調べに対する監視を強めるということだけでなく、取り調べの合法性を証明する上でも動かぬ証拠となり得る。

最後に挙げるがこれまた重要なことは、新しいCPLにおいては、拷問や自白の強要が起きる可能性を低くするための手続上の要請をいくつか盛り込むこととなった。例えば逮捕された後、被疑者を迅速に拘置所に移すことは、勾留前に起き得る拷問を避けるために必要である²⁰⁾。またその他にも、被疑者の勾留が開始すれば、その取り調べは拘置所で行われるべきことが定められた²¹⁾。これらの条項は、拘置所に対する監視が大幅に強化されていることを考えれば、非常に的を得たことである。これまでの例の多くにおいては、被疑者に対する拷問は、被疑者が正式に拘置所に移された段階で、地域の警察署（派出所）の警察官や、場合によっては治安予防員（security guards, 治安联防員）によって行われてきたのである。これらの条文が施行されれば、勾留の前段階でも被疑者に対する拷問の防止策となり得よう。

C. 捜査改革

捜査は重要な局面であるがゆえに、新しいCPLにおける改革の焦点の一つであることに反論はないであろう。なぜなら、中国において捜査は犯罪と闘ううえで最強の武器として長きに渡り認識されてきた。そして先述したように、今回の改正における目的の一つは犯罪統制能力を強化する、というところにもある。捜査改革の焦点は二つの面に置かれており、それは強制処分と特殊捜査である。

a. 強制処分

被疑者の自由の剥奪の度合いという観点から見ると、強制処分には二つの種類があ

19) 2005年11月に、SPPは「汚職事件の被疑者を人民検察が取調べる際の全過程録音・録画についての規則」を制定し、それに続いて次の3つの規則も制定した。「汚職事件の被疑者を人民検察が取調べる際の全過程録音・録画についての技術的規範」、「汚職事件の被疑者を人民検察が取調べる際の全過程録音・録画についての技術上の実行過程規範」そして「汚職事件の被疑者を人民検察が取調べる際の全過程録音・録画についての制度構築規範」である。これらを見ると、検察が取り調べの録音録画を監督することを受け入れ始めていることが分かる。2012年初期に制定された新しいCPLにおいては、法定刑に死刑または終身刑がある犯罪を含むすべての主要な犯罪についても、取り調べの録音・録画の対象が拡げられた。

20) 第83条第2項は以下のように改正された「被疑者が逮捕されたときは、身体拘束後24時間以内に迅速に拘置所に移送されなければならない」

21) 116条の2項として、新しい項が付け加えられた「被疑者が拘置所に移送後に被疑者に対し取調官が取調べを行うときは、取調べは拘置所の中で行われなければならない」

る：一つは逮捕と勾留を含む²²⁾、被疑者の人身の自由の剥奪であり、もう一つは、自宅において被疑者を監視し、保証人を得るか保釈を保留とする審理などを含む、被疑者の身の自由の制限である。

立法府によると、強制処分についての改正の指針となるイデオロギーは公判前の身体拘束を減少させ、また、できる限り強制処分に頼らずに代替的な手法を使用する、というところにある。この観点においては、勾留の基準を制限し、敷衍することによって²³⁾、また勾留についての審査手を改善することによって²⁴⁾、さらに勾留されている者について定期的に審査するシステムを構築することによって²⁵⁾、新しいCPLは進展する

22) 英語圏の人々の混乱を回避するために、筆者はここでは専門用語について正確に翻訳したいと思う。勾留は *Daibu* (逮捕) と言い、これは逮捕後の長期間の身体拘束を指す。そして逮捕は *Juliu* (拘留) と言い、これは被疑者の身柄を確保後、比較的短時間続く身柄拘束である。

23) 2012年CPLの79条は以下のように規定する。「犯罪の事実について証明する証拠が存在し、その事件の被疑者・被告人が拘禁刑またはより重い刑罰で処罰される可能性がある場合で、保釈、住居における監視または他の方法によっては、以下に列挙する危険のうちいずれかを回避するためには不十分である時には、その被疑者・被告人は身体を拘束されるべきものとする：

- (1) その者が新たな犯罪を犯すと思われるとき；
- (2) その者が国家の安全、社会の安全また社会秩序に対し急迫した危険性を有するとき；
- (3) その者が罪障を隠滅し、また証人を妨害し、或いはその証言に共謀しようとすると思われるとき；
- (4) その者が被害者や通報者、また自身に対し不利な証言をする者を威迫すると思われるとき；
- (5) その者が自殺あるいは逃亡を試みようとするとき。

「犯罪の事実について証明する証拠が存在し、その事件の被疑者・被告人が10年以上の拘禁刑に処せられる可能性があるとき；犯罪の事実について証明する証拠が存在し、その事件の被疑者・被告人が拘禁刑またはより重い刑罰に処せられる可能性がある場合で、被疑者が犯した前回の事件が故意犯罪であるとき、或いはその者を特定するに足る事項が不明であれば、その者は身体拘束されるべきである」

「保釈または住居における監視に付され、釈放された被疑者・被告人が保釈条件または住居における監視の際の条件に違反し、その違反が重大であれば、その者の身柄は拘束されるべきものとする」

24) 86条について以下のように挿入された「人民検察が逮捕請求 (an arrest application) について審査し、それを承認した場合は被疑者に質問を行うことができる；以下に挙げる場合は被疑者への質問は必ず行われなければならない。(1)逮捕要件を満たしているかどうかについて疑いのあるとき；(2)被疑者が検察官に直接供述したいと要求するとき；或いは(3)捜査に重大な法律違反があるとき、である。

人民検察は逮捕請求について審査し、それを承認した場合は人民検察局は証人や司法手続に関与するその他の者に対し質問を行うことができ、また弁護人の意見について考慮することもできる；弁護人がその意見を述べることを希望するときは、その意見は聴取されるべきものとする。改正前のCPLのもとでは、書類を審理するのみであった。

25) 93条について以下のように挿入された。「被疑者・被告人の身体拘束後も人民検察院は引き続き、その身体拘束の必要性について審査するべきものとする。身体拘束がもはや必要なくなれば、人民検察局は被疑者被告人を釈放するべく助言するか、或いはその強制処分を変更するべ

のである。より重要なこととして、新しいCPLは住居における監視と保証人を設定するに際してのより明確な基準を設定し、このことは理論上は勾留や逮捕に代わる手段の適用範囲を拡大することになるであろう。

しかしながら、2011年8月30日に草案の内容が明らかになってから、強制処分に関する条文の改正については広く批判された。最も批判が強かったのは、指定された場所(a designated location)における監視、そして逮捕された際にその事実を家族や職場に知らせるか否か、ということに関する条文であった。

改正草案73条によると、国家の安全、テロリズム、あるいは深刻な贈収賄犯罪を含む事件においては、被疑者被告人は住居における監視に付されることが可能であるが、もし彼らの住居において監視するのでは捜査の妨げとなる場合には、彼らの住居以外の場所における監視に付すことも可能である。同条はまた、これらの被疑者被告人がその住居以外の場所で監視されている場合には、その家族には24時間以内にその理由と場所が知らされなければならないとする。しかし、家族に連絡がつかない場合、または国家の安全を害するような犯罪、或いはテロリズム犯罪において、家族に知らせることが捜査の妨げとなる場合は、この例外となる。

最も注目と批判を集めたのはこの条文であろう。批判者にとっての懸念は「国家の安全を害する」、「テロリズム行為」の定義が曖昧で、警察が勝手に解釈できてしまう、という点である。また、家族に通知することで「捜査の妨げとなる」可能性があると警察が簡単に主張できてしまい、逮捕あるいは勾留後24時間以内に被拘束者の家族に知らせないことの言い訳に使われてしまう、という点である。

これは、人権擁護に熱心な弁護士やその他の人権活動家について、警察が事件は国家安全問題やテロリズムに関するものだとし、その家族に連絡することなしに拘束してしまうことにつながらないかと大いに心配する声もある。これらの懸念は根拠のないものとは言えない。なぜなら、住宅における監視は当初、拘置所以外の場所に被疑者を留め置き、見張りながら、取調べを行うことを意図していたからである。しかし特定の建造物における監視は既に別のかたちの勾留として見なされており、これは正式の勾留よりも悪いこともある。もし拘置所で正式に勾留されれば、一定の監督があることになるが、このような状況下では被疑者はより低い法的保護しか受けられないことになる、と指摘する声もある²⁶⁾。法律の条文がしっかりしていれば、執行機関が恣意的に権限を

きものとする」

関連諸機関は10日以内に、また関連人民当局も10日以内に、人民検察院に対し、検察からの助言に対する返答を告げるべきものとする」

26) 近年、一連のスキャンダルが原因で、拘置所はその監視制度を強化した。例えば以下で「かくれんぼ事件」を参照。<http://news.sina.com.cn/c/2009-02-26/120117293938.shtml> (last

濫用することはできないはずである。この条文はより明確化される必要があるし、監視のメカニズムが提供されるようになるべきであることは明らかである。

これに関連する改正については厳しい批判がなされたため、新しいCPLでは下記に挙げるような変更が加えられた：

「定住の住居がなければ、監視は特定の建造物において行うことができる。国家の安全を害する危険のある犯罪やテロリズム、更に、とくに深刻な贈収賄犯罪が被疑事件である場合、そして住居における監視では捜査がimpedeされる可能性がある場合は、人民高等検察庁（the next higher people's prosecutor's office）又は中国公安部による承認を得たうえで、特定の建造物において監視を行うことができる²⁷⁾。

この条文からは、特定の建造物において監視を行うことができる状況は2つ存在する：（被疑者に）定住の住居がない場合；住居における監視では捜査を防げてしまう場合であり、後者が適用されるのは3つの種類の犯罪による場合のみに限定され、厳格な承認手続を経なければならない。

通知に関しては、新しいCPLでは、被疑者が指定された場所の建造物の中で監視に付された場合²⁸⁾、または正式の勾留（Dai Bu）²⁹⁾に処された場合は、連絡がつかない場合を別として、24時間以内にその家族に通知されることを規定している。

逮捕（Ju Liu）について見てみると、第83条は、逮捕された被疑者の家族は、その身体拘束から24時間以内に通知されなければならないが、通知が不可能な場合、国家の安全を危機にさらすような犯罪やテロリズム犯罪が被疑事実である場合、また通知により捜査が防げられるおそれがある場合はこの例外だとしている。捜査が防げられる状況が無くなれば、身体拘束されている被疑者の家族には直ちに通知がいけないといけない。

新しいCPLは通知制度について多くを改善したが、被疑者の実際の拘束場所や、その他の重要な情報が通知内容に含まれていないことを批判する声もある³⁰⁾。

visit on January 10, 2013)

27) 73条

28) 「特定の場所における建造物内における監視処分が行われた際には、身体を拘束されている被疑者の家族はその処分の開始から24時間以内に通知されなければならない、但し通知が不可能な場合はこの限りではない」

29) 2012年CPLの91条を参照。

30) 148条のもとで、国家安全当局がある事件について記録した後は、犯罪を捜査するために要求される限りにおいて、また厳格な承認要件を満たしたうえで、国家の安全を脅かすような犯罪、テロリズム犯罪、暴力団の性格を持つ（with characters of the underworld）組織犯罪、主要な薬物関連犯罪、そして社会に対し深刻な脅威となる犯罪について特殊捜査を行うことができる。

b. 捜査方法

新しいCPLについて、その他の大きな動きは、特殊捜査（technical investigation）と秘密捜査について成文化したことだが、これは従来の実務を合法化し、これらを規則のもとに置くことによって行われた。このことは法律専門家からの多種多様な反応を引き起こした。議論の余地のあるこれらの方法が濫用される可能性について警告する声もあれば、人権擁護に役立ち、おとり捜査を監視することを含む国際条約に矛盾するどころか、それに沿うものだという声もある。

新しいCPLには、特殊捜査と秘密捜査について触れているのは5条文に過ぎない。これらの捜査方法は複雑であるし、また市民のプライバシーと他の権利や利益に与え得るダメージは大きいにも拘わらず、新しいCPLの関連条文はあまりにも一般的内容であるし、曖昧だとさえ言える条文もある。例えば、科学／秘密捜査手法が使われる犯罪の範囲はあまりにも広範だが、これは捜査官にその対象犯罪を決めさせているからである。より重要なこととして、CPLは特殊捜査や秘密捜査を統制することを目指しているが、各条文は手続において抜け穴だらけである。問題の一つは承認手続にある。関連条文においては「厳格な承認要件を満たした後で」という、曖昧な文言を使用しているだけであり、誰が承認権限を有しており、どのような手続が厳格な承認要件を満たすのかについては未だはっきりしない。もう一つの問題は、このような種類の捜査方法が使用される時間的制限についてのものである。149条によると、特殊捜査を実施するには時間的制限はない；捜査機関はまず3ヵ月間捜査を実施し、更に3ヵ月延長できるが、これは無制限に更新可能である。そしてここでもまた、承認のための基準と手続は不明確である。

D. 特別手続

1979年のCPLにおいては、すべての刑事事件が通常の刑事手続で処理されていた。そして1996年のCPLには「簡易な手続」が追加されたが、この特別な手続が使用されることはなかった。新しいCPLでは4つの特別手続が採用され、このことは中国の刑事手続がより洗練されてきていることを示している。

まず初めに、新しいCPLでは、少年は通常の刑事手続とは別の刑事手続に乗せられることになる。1996年CPLや他の関連法や諸規則によっても提供されていたこれらの特別な保護³¹⁾もそのまま維持しながら、新しいCPLでは少年に対していくつかの新しい

31) これらの特別な保護は、審理の非公開、また取調べや裁判等の重要な局面では適切な成人を立ち合わせる事、更に国選弁護人を依頼する権利などが挙げられる。

い保護を追加した。例えば、少年には一定の条件のもと「起訴しない」(non-prosecution)処分が認められることもある³²⁾。また、秘匿制度を確立したことで、犯行時18歳未満の場合であれば刑務所への収容期間が5年以下であれば、その少年の犯罪歴は封印され、如何なる機関や個人にも開示されないこととなった³³⁾。

二つ目に、新しいCPLにおいては、起訴された事件について被害者と加害者の間の和解手続が設置された。近年、刑事和解についてのパイロットプロジェクトが実施され、新しいCPLは刑事和解が適用可能な犯罪の範囲を拡大することで、刑事和解を合法化したのである。条文は3つしかないが、刑事和解手続は司法解釈によって拡大し、適切に実行されるようにすべきである。

三つ目に、新しいCPLは被疑者が逃亡したり、死亡した場合に、違法に取得した財産を没収する手続を設定した。

挙げるのは最後になったが、これまた重要なことは、新しいCPLでは、法律の下では責任能力なしとされる精神疾患の者に対する、強制的医療手続を設置した。これはアメリカにおける民事拘禁に類似しているが、中国でこのような手続が採用されたのは初めてである。触法精神障害者が事件を起こした際に、その者を強制的に入院させ、治療するための司法審査を行うのである。新しいCPLのもとでは、精神障害者が1) 暴力的犯罪を犯して社会の安全を脅かした場合または他人に死亡させたりケガを負わせた場合で、2) 法律で定められた精神鑑定の結果、精神障がいゆえに刑事責任能力なしと診断され、なおかつ3) 社会の安全を脅かす危険性を引き続き有している場合は、裁判所公式の審問手続を通してその者を安康病院(安康医院)³⁴⁾に入院させ、強制的に医療を受けさせることが可能となった。一方で、新しいCPLでは、これらの触法精神障がい者の退院について定期的に裁判所が審査し、裁判所による決定が必要なことを定め、検察官の監督(the procuracy's supervision)の下、強制的な治療を受けさせることを可能とした。これらの条文により、触法精神障がい者が恣意的に病院収容されることを回避するだけでなく、精神疾患が治癒し、もはや社会にとって危険ではなくなった者のみが地域社会に戻るということを確固たるものにすることにもなった。

CPLの改正草案は、弁護士依頼権等に見られるように、多くの点でかなりの進展をしたと言える。しかし人権擁護の観点からは問題があることは否定できず、とくに住居における監視や秘密捜査が問題である。

32) 2012年CPL271条乃至273条参照。

33) 2012年CPL275条参照。

34) 中華人民共和国公安部(the Ministry of Public Security)により運営されている精神治療施設、精神病院。

3. 実際の適用にむけた挑戦

多くの者が懸念したように、新しいCPLを実際に適用する際に、法律が述べるところのものと、我々が実務において現に目にするところのもの間に立ちはだかる多くの実務的ハードルが存在する。そしてこれらの障壁の多くは、安定性を考慮するうえで出て来る妥協から生み出されるものである。

a. 自己負罪拒否特権 vs. 真実を供述する義務

先述したように、新しいCPLにおいて自己負罪拒否特権が認識されたことは人権保護に向けた大きな動きであるとは言えるが、取調官の質問に正直に答えなければならない義務を存続させることは、前回の法改正における潜在的な達成点と真っ向から矛盾するものである。なぜなら、もし黙秘権が保障されていないのであれば、「自己負罪拒否特権」と「真実の供述をしなければいけない義務」はいかに両立可能か、という問題が存在するからである。取調官の質問に対し真実を答えなければならない義務などというのは、1996年のCPL改正の際に廃止されるべきだったのである。なぜなら同改正では無罪推定の原則も確立されたからである。過去16年間の間、中国の法律学の教授たちは学生に対し、取調官の質問に正直に答えなければならない義務を被疑者に課している点について、CPLを次回改正する際には廃止されなければならない、と教えてきた。しかしながら、多く者にとって驚きだが、新しいCPLもまたこれについての条文を残している。自己負罪拒否特権が保証されながら、真実を供述する義務を課していることを以下に両立させ得るかについては、中国の刑事司法制度が直面する重要な挑戦ということになる。

b. 違法収集証拠排除法則採用に向けた挑戦

違法収集証拠排除法則が採用されて以来、排除される証拠の範囲は狭くなり続けたが、これは単なる偶然ではない。1996年CPLの43条は次のように定める。「拷問により自白を得たり、脅迫、誘導、偽計、その他の違法な手法により証拠を収集することを厳に禁じるものとする」しかしながら、2010年（に採用された）違法収集証拠排除法則では、「違法な供述とは、暴力や脅迫を使用することで得られた証言或いは被害者による供述だけでなく、拷問等の違法な手段によって強要された自白を含む」としている。新しいCPLでは、2010年の排除法則で明文化された「違法収集証拠」の範囲を盛り込んだことで、1996年CPLで確立されていた「違法収集証拠」の範囲を実際には狭めてしまったのである。このことは次の疑問を生じさせる。つまり、脅迫、誘導そして偽計に

よって得られた自白は違法な手段によって得られた証拠の範疇に入るがゆえに排除されるべきか否か、という問題である。

c. 取調べ中の監視

弁護人が取調べに立会う権利は実現しなかった。中国公安部（MPS）は取調べ中に弁護人を立会わせることについてはずっと拒否し続けている。弁護人を立会させるパイロット・プロジェクトが数年間に渡り行われてきたが、そこでは肯定的な結果が報告されている。しかし MPS はなおこの提言に反対している。

d. 多くの条文は実施するには曖昧過ぎる

例えば、住居の監視、特殊捜査、起訴された事件における被害者加害者間の和解に関する特別手続などである。

e. 刑事弁護制度

弁護人が被疑者に接見する権利にはいくつかの例外がある。先述したように、国家の安全、テロリズムや非常に大きな贈収賄事件などにおいては、弁護人はなお接見に際して捜査機関の了承を得なければならない。このことは国家安全機構（the Public Security Organ）が、どの被疑者に関しては弁護人と接見してよいかを決める権限を有していることを意味し、「国家の安全を危機にさらした」カテゴリーに往々にして分類されてしまうことになる、人権をはく奪された被疑者被告人に接見する弁護人の権利を制限するために、この例外が言い訳として使用されてしまうかもしれない」

現在の法律のもとでは、弁護人は独立して事件について捜査を行う権利を与えられているが、弁護人は捜査を行う上での制限は多い。例えば、弁護人は証人が同意しない限り話を聞けないし、証言するよう強制することができない。これらの制限は今回の CPL 改正でも手つかずのままとなった。

トピックⅡ：刑事精神保健法についての実証的研究

ここでは、実証的研究がそれに関連する司法改革にどのように影響し得るか、あるいはすべきかについて、ある一例を示すために、私自身が行った実証的研究を示したいと思う。ここで私が実証的研究として紹介するのは、刑事精神保健法についての研究である。

過去10年の間に中国社会における精神保健問題はますます重要度を増している。2009

年に中国疾病予防統制センター（the China Centre for Disease Control and Prevention）が発表した統計によると、1億人以上の人が様々な種類の精神疾患に罹患しており、そのうち1600万以上の人は深刻な精神病である、とのことである。その結果、精神的な問題を抱えている人が刑事司法制度のお世話になることも大幅に増えている。

しかしながら、精神病を抱えた被告人に係る条文はかなり貧相である。まず最初に、精神保健法の草案は2011年の6月と10月にその内容が明らかにされたが、未だ可決されていない。二つ目に、現在の刑事訴訟法の条文と他の関連規則はかなり曖昧であり、実務を支えるには十分でない。三つ目に、刑事訴訟法の改正においていくつか改善が見られたのであるが、このことは後で述べる。

過去5年間の間に起きた一連の凶悪事件—2006年のQiu Xinghua事件、2008年のYang Jia事件、そして2009年のAkmal Shaikh事件—は精神鑑定や強制入院に関する法改正についての大きな関心を引き起こした。研究者も実務家も議論に参加し、様々な提案を出したのである。

実務と「法律上の」問題について知るために、私は精神鑑定と刑事事件における関連する手続上の問題についての実証研究を始めたのである。

私たち研究グループは中国全土の7州の13市において実証調査を10ヵ月かけて行った。我々は、刑事部の裁判官、検察官、（刑事事件を受任した）弁護士、精神科医、立法院の役人、学者そして数人の警察官に対し、基本的な質問事項アウトラインを使用して綿密なインタビュー調査（in-depth interviews）を行った。十分な統計とはならなかったため、我々の研究は主に質的調査と位置付けられる。インタビューに加えて、我々はアンケート調査、いくつかの小規模のワークショップ、典型的な事件についての資料を収集し、分析した。

精神鑑定は医学—法学に跨る問題であるから、我々は医学、法学両方のサイドからの意見を集めることに留意した。これまでは医学専門家と法学専門家の間のコミュニケーションや協働はあまり無かった。しかし我々の研究により、両分野の専門家が協力し、精神病患者の権利を刑事司法制度において保護することに関心のある人々で結成されるネットワークを作り上げることができた。

次に、この実証的研究プロジェクトによる研究結果をいくつか紹介したい。我々の調査は、精神鑑定の実施を要求する権利、専門家に対する反対尋問、そして措置入院、という3つの主要な問題に焦点を当てた。

まず、精神鑑定の実施を要求する権利について述べよう。この問題をめぐる議論の背景を説明するために、現在の法律について簡単に紹介したい。刑事訴訟法、そして関連する司法解釈の下では、精神鑑定を開始する権利は国の機関が独占しており、警察官、

検察官そして裁判官のみが精神鑑定を開始する権限を有している。被疑者・被告人側は精神鑑定を開始することも、政府の機関に開始する決定を出してもらうべく要求することもできない。被疑者・被告人側は予備的鑑定を申請するか、公式の精神鑑定結果が出た後に再鑑定を要求するしかできず、国はこの申請を却下することができる。より重要なこととして、この制限付きの要求権ですら、その救済措置がないがためにないがしろにされがちである。被疑者・被告人側が決定に納得がいかなくとも、再審理を求めたり、抗告する制度はない。

精神鑑定を行うことについて最も利害関係を有する当事者に精神鑑定を開始することが許されていないことがまさに中心的な問題である。それゆえに、中国においては学者も実務家も2006年以来この問題について議論を交わし、精神鑑定を開始する権利についての法改正を要求してきたし、この議論は今なお続いている。様々な改正提案があるが、主要な改正モデルは二つである。一つは、精神鑑定を開始する権利が被疑者・被告人側にも等しく認められるべきで、このことは刑事事件において検察官が精神保健問題を持ち出すのと同じ権限を被疑者・被告人側も享受できるようにすることである。もう一つの提案は、国のみが開始できる従来のモデルを維持しつつ、しかしそれを改善するべく改正することである。最初の提案は「当事者主義モデル」と言え、後者の方は「改正版専門家独占モデル (*a reformed official-dominated model*)」(斜字体は原文)と言えよう。

当事者主義モデルの方が、より魅力的な改正提案と見えるし、理論上は正当化する根拠もいくつか存在するが、実務家の多くは現在の専門家独占モデルにそれほどの不満を抱いているようではなく、急進的な改革より緩やかな改革を望んでいるようである。一方で、検察側と被疑者・被告人側の両方に対し、精神鑑定を開始する権利を等しく割り当てることは実務上の障壁が多い。

まず初めに、精神鑑定を開始する権利について、実務家は「両刃の刃」とであると認識していることが挙げられる。もし被疑者・被告人側が精神鑑定を要請できるようになれば、鑑定数が増えてしまい、これは既に手一杯状態である刑事司法制度に更なる負担を課すことになるからだ。

二つ目に、精神鑑定は主観的で回顧的な評価であるがために、簡単に改ざん可能である、という点である。

三つ目に、国家当局は精神保健問題の専門家を信用していない。精神科医たちはだいたいにおいて、精神病の存在を推定する原則に従うために、国家当局は精神鑑定の実施について敷衍を高めようとしているのだ。

最後に、刑事訴訟の当事者たちの介入を恐れて、むしろ精神科医たちは現在のモデル

を維持しようとしていることが挙げられる。

これらの実証的研究結果に基づいて、私はここでいくつかの代替的改革案を出したい。

私の最初の提案は、死刑求刑事件においては準義務的精神鑑定政策を採る、ということだ。つまり、被告人が精神鑑定を要求するかどうかに関係なく、政府当局は、被告人に責任能力があることが合理的な疑いを超えて証明されない限りは、精神鑑定の実施を認める、ということである。

私の二つ目の提案は、死刑求刑事件以外においては、専門家に対する相談制度導入し、被告人側からの要請を拒む場合には正当化事由が必要である、とすることである。

私の三つ目の提案は、被告人側の手続上の安全弁を強化することである。これについては、まず1点目に、被告人側が精神鑑定の開始を求めたにも拘わらず、国家機関によりそれが却下されれば、その決定と却下の理由について書面で知らされる権利を被告人側に与える、ということである。そして2点目に、被告人側は却下決定がされた際に、書面による説明に納得がいかなければ、再審理或いは抗告等の救済手続きを介して、その却下決定に対して不服申し立てをすることができるようになること、である。さらに3点目に、国家機関が精神鑑定を開始した場合は常に、被告人側も精神保健の専門家や証人を呼ぶ権利を与えられるべきである。

これらの改革提案とは別に、私は以下の提言も行いたい。精神障がいを抱えたすべての被告人が専門家による鑑定を受ける権利を享受し、精神鑑定を要求する際の基準が法律或いは特別規則に盛り込まれるべきである。そしてこれにかかわる決定を行う際には、社会への影響は考慮されるべきではない。また、被告人が処罰を逃れるために責任無能力を抗弁として使用することを回避するために、国家機関からの承認を得るためには、これを要求する側に挙証責任があると考えられるべきであろう。

昨年（2011年）、中国の精神保健法（案）がパブリック・コメントを募集するためその内容が明らかにされ、新しい刑事訴訟法は2011年3月に公布された。この法律は両方とも精神障がいを抱えた犯罪者の権利保護に関連した問題について言及しており、この分野の改正についてもいくばくかの進展を見せている。残念なことに、精神保健法も刑事訴訟法の改正部分も精神鑑定を開始することについての条文には何ら変更を加えなかった。私を含む多くの改正論者はこのことに落胆している。

しかしながら、この二つの法律においては前向きに評価すべき点もある。我々の実施した実証的研究でも明らかになったように、精神科医は法廷に出廷し反対尋問を受けることは非常に稀であった。裁判官、検察官そして弁護人も精神医療問題については専門家ではないのであるから、専門家の意見が信用に値するか、また一つの事件で複数の専

門家が意見書を提出した場合などはどの意見に拠ればよいのかを判断するのに裁判官は困難を感じていたのである。専門家に反対尋問を行う必要性に対応して、CPLが改正されたことで、以下のことが強調された。専門家証人は、1) 専門家の証言について被告人側、検察側の意見が分かれる場合、2) 裁判所がその専門家証人が証言することを必要だと考える場合、には法廷で証言をしなければならない。より重要なこととして、専門家証人が裁判所によって召喚されても法廷での証言を拒絶すれば、その専門家による意見は採用されない、ということが改正法では定められた。改正法ではまた、被告人側が反対尋問する際の助けとするために、専門家を呼ぶことも許可されたのである。これらの改正部分は、基本的に私の提案を実現させたものと言えよう。

我々の研究の3つ目の焦点は司法手続と強制治療の結び付きについてのものである。我々の研究で報告したように、現在の実務においては、精神疾患を抱えた加害者が精神鑑定の結果、責任能力なしと判断され、その結果警察が運営する「安康病院」において強制的治療に付された場合、その者は何ら司法審査を受けることができない。触法精神障がい者を入院させるか否かは警察が決めるのが通常である。精神保健施設のベッド数が足りないの、触法精神障がい者は治癒しないまま地域社会に返されるのがほとんどである。触法精神障がい者に対しての司法手続と治療と入院の間には大きなズレがある。我々の調査では、裁判官、検察官、弁護士そして精神科医に対し「触法精神障がい者はその後どうなるか」について質問したところ、多くの解答者は「知らない」と答えた。一人の人間の人身の自由を奪い、強制治療のために、警備を施された精神病院に触法精神障がい者を送り込む絶大な権限を警察のみが有している。ゆえに我々は、措置入院について司法審査が行えるようになることを強く推薦してきたのである。そしてこれは我々にとって嬉しいことに、CPLの改正により、全く新しい特別手続が導入され、触法精神障がい者を強制的に入院させたり治療を受けさせることについて司法審査が行えることとなった。改正法によれば、裁判所は精神障がい者が、1) 暴力的犯罪、社会の安全を害するような犯罪を犯したこと、または他人を死に至らしめたりケガをさせた場合で、2) 法律で定められた精神鑑定の結果、精神障がいのために刑事責任能力なしと診断され、なおかつ3) 社会の安全を脅かす危険性を引き続き有している場合は、裁判所はその精神障がい者を、An Kang 病院（安康医院：中国公安部により運営されている精神治療施設／病院）に収容し、検察官の監視の下、強制的に治療を受けさせることが可能となった。これらの条文により、触法精神障がい者が恣意的に病院収容されることを回避するだけでなく、精神疾患が治癒し、もはや社会にとって危険ではなくなった者のみが地域社会に戻るということを確固たるものにすることにもなった。

訳者あとがき

中国における新しい刑事訴訟法（2013年1月1日施行）のもとでは、主要な犯罪について取調べの完全可視化が実現し、勾留中の被疑者の取調べは原則として拘置所で行うこととされた。また制度としては実現しなかったものの、取調べ中の弁護人の立会いの是非についても実験が行われたことなど、わが国の刑事手続でもニーズが高いものの、なかなか実現しない諸改正が盛り込まれたことに羨望を感じるとともに、感銘を受けた。また本稿のトピックⅡは法学者が実証的研究を行おうとする際に多くの示唆を与えてくれる。郭氏のこのような講演を日本の研究者に対して行う機会を与えてくださった新倉修教授、宮澤節生教授と、青山学院大学法科大学院に対して、心から感謝したい。

訳者が郭氏と初めて会ったのは、2011年9月30日～10月1日に韓国ソウル市の延世大学で開催された「第2回東アジア法社会学会」においてである。それぞれ、自国の刑事手続の抱える課題について研究しているという共通項を持った我々は、その後も交流を続けている。この原稿の翻訳をしている間、わが国と中国の関係の悪化が連日報じられていた。郭氏から過日届いたメールには訳者を「同じ学問分野を研究する仲間というだけでなく、友人としても」感じていて下さると書かれており、今回の翻訳に感謝していると結ばれていた。作家の村上春樹氏が悪化する中国との関係を案じて朝日新聞に寄稿したエッセー（朝日新聞2012年9月28日朝刊「魂の行き来する道筋」）は大きな注目を集めたが、我々研究者もまた、アジア近隣諸国との学術的交流の重要性が今までになく増していることを認識し、このような交流が行き来する道筋を絶やさないようにしたいと考える。